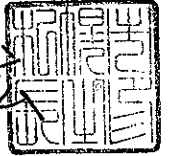


札幌市国民健康保険事業施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年4月3日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第31号

札幌市国民健康保険事業施行規則の一部を改正する規則

札幌市国民健康保険事業施行規則（昭和36年規則第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第9条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。
- (2) 第13条の2第1項中「様式1の4」を「様式1の2」に改め、同条第2項中「様式1の5」を「様式1の3」に改める。
- (3) 第14条中「(法)」を「(国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。))」に改める。
- (4) 様式1の2及び様式1の3を削り、様式1の4を様式1の2とし、様式1の5を様式1の3とする。
- (5) 様式5から様式5の3まで及び様式6の2中「(一般、退職本人、退職扶養)」を削る。
- (6) 様式7中「(一般・退本・退扶)(多数・合算)」を「(多数・合算)」に改める。
- (7) 様式10中「(一般・退職本人・退職扶養)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の札幌市国民健康保険事業施行規則の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。